



桐生ロータリークラブ週報

国際ロータリー第 2840 地区 2019-2020 年度 国際ロータリーのテーマ

2020年

ROTARY CONNECTS THE WORLD

R.I 会長 マーク・ダニエル・マローニ



ロータリーは
世界をつなぐ

善意というものがないなら

ロータリークラブは唯の社交クラブだ。

職業は金儲けのためでしかなく、

社会奉仕というも施しにすぎず、

国際奉仕は外交以外の何ものでもない。

パストガバナー 前原 勝樹

会長 須永博之 幹事 飯塚荘一

クラブ会報・情報委員会 園田誠・高橋弘史・平岩千鶴子

6月8日号

第3141回例会

(3月2日(月)第1例会)

- | | |
|-------------|---|
| 1. 点 鐘 | 8. 会長の時間 |
| 2. 国歌斉唱 | 9. 幹事報告 |
| 3. 桐生市歌斉唱 | 10. 委員会報告 |
| 4. 四つのテスト唱和 | 11. 卓 話「桐生税務署の現状と
税務行政の取組について」
桐生税務署 署長 吉田 浩之 様 |
| 5. 来訪者紹介 | 12. 点 鐘 |
| 6. 結婚・誕生祝 | |
| 7. 乾 杯 | |

ようこそビジター

〈卓話者〉 桐生市税務署 署長 吉田 浩之 様

結婚祝

久保田寿栄 君
岩崎 靖司 君
腰塚 富夫 君



誕生祝

丹羽あゆみさん
坪井 良廣君
岡部信一郎君
前原 勝良君
新井 智二君
小林 康人君
山口 正夫君
中山 賀司君



会長の時間

本日は、桐生税務署 署長 吉田 浩之様におかれましては、ご多忙の中、講師としてお出で頂きまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスは、現在、私たちの暮らしや社会経済に大打撃をもたらしています。本日は、このような状況の中、例会を開催させていただきましたが、皆様ご

出席いただき感謝申し上げます。開催にあたっては、アルコール消毒薬やマスク、入室前のおしぼりを準備させていただきましたが、今後ともご協力よろしくお願いたします。先週末はトイレトペーパーの売り切れなど、デマによる騒動も起こってしまいました。政府より、今週から感染拡大を防ぐため全国一斉に小中学校や特別支援学校などの臨時休校の要請があり、それを受け桐生市は、3月4日から26日まで休校を決めました。太田市では、保護者の困惑を踏まえ、各家庭の判断に任せ小学校は休校としないそうです。自治体の判断により違った対応になったようです

政府として一律の自粛要請を行うものではないとしましたが、イベント等の主催者においても感染拡大の防止という観点から、開催の必要性を改めて検討する要請が発表されました。ロータリークラブも先週、今週予定されていた IM が中止され、今週から例会自粛をするクラブも出始めました。世間ではヒステリックな騒動も起きていますが、過剰な対応ではなく、桐生ロータリークラブとしても、冷静な対応をしたいと思っておりますので、この問題を今日の理事会で話し合い休会を含め今後の対応を決めさせて頂こうと思います。決定しだい皆様にはご報告させていただきますので、よろしくお願いたします。群馬県では、一人の患者も出ていないとのことですが、このまま続いてほしいものです。

本日は、よろしくお願いたします。

《報告》

- ・2/17 クラブ協議会
- ・2/20 桐生 4RC 女子会
青木さん、新川さん、田中さん、ランドルフさん
- ・2/23 国際ロータリー第 2840 地区 20 周年記念祝賀会
疋田 PG ご夫妻、坪井ガバナー補佐、会長、幹事、
- ・2/24 振替休日(祝日)の為、休会

《予定》

- ・3/7(土)伊勢崎南 RC 創立 40 周年記念式典 延期

幹事報告

- ・第 2840 地区 20 周年記念誌と各 RC 掲載の上毛新聞が届いております。
- ・桐生南、桐生西、桐生赤城の各 RC より週報到着。
- ・例会終了後、定例理事会を開催致しますので、関係理事役員の方々はお出席よろしくお願い致します。

委員会報告

出席委員会

本日の出席(令和 2 年 3 月 2 日)

総員 66 名:出席 47 名

令和 2 年 2 月 17 日例会修正出席率:75.81%

😊 ニコニコボックス

須永博之君…本日の例会にご出席頂きましてありがとうございます/須永博之君、坂入勝君、飯塚荘一君、大島千賀子さん…吉田桐生税務署長をお迎えして/疋田博之君…第 2840 地区 20 周年記念事業で飯塚幹事にお世話様になりました/須永博之君、水越稔幸君、飯塚荘一君…久保田会員群馬県弁護士会会長就任おめでとうございます/牛腸章君…乾杯の音頭を取らせて頂きます/木村洋一君…前原君、月門君、増山君ありがとうございます/久保田寿栄君、腰塚富夫君…結婚祝/坪井良廣君、前原勝良君、小林康人君、中山賀司君、丹羽あゆみさん…誕生祝。

卓 話



「桐生税務署の現状と
税務行政の取組について」
桐生税務署
署長 吉田 浩之様

皆様、こんにちは。桐生税務署の吉田です。
この度は、伝統ある桐生ロータリークラブの例会にお招きをいただき、こうして、お話をする機会を頂戴して、誠に光栄に感じております。また、会員の皆様方には、日頃から税務行政に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜っておりますことを、この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

暦も3月に入りましたが、目下のところ、経済への先行き懸念も含めて、新型コロナウイルスの脅威がまさに世間を席捲しており、政府としても感染拡大の封じ込めに全力で取り組んでおります。こうした中、国税におきましては、折しも、確定申告期の最中ですが、ご案内のとおり、先日、国税庁は、政府の方針を踏まえて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、今回、所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告期限を4月16日まで延長することいたしました。これまでも、例えば、東日本大震災の被災地など一部の地域で申告期限を延長するといったことはありましたが、こうした全国一律の延長は、初めてのことでございます。

今回、税務署としましては、相談会場での感染防止に細心の注意を払ってはおりますが、人混みが多い環境ですと、必然的に感染リスクの心配も頭をよぎるかと思えます。こうした中、国税庁におきましては、スマートフォンやパソコンを使ってインターネットで申告を行う e-Tax といった、納税者の皆様が相談会場に向くことなく、自宅から簡単に申告を行っていただける環境整備に努めておりますので、積極的にご利用いただくよう推進しているところでございます。

本日は、桐生税務署の管内における立ち位置をご紹介しつつ、税務当局が今、力を入れている取組についてお話をさせていただきます。

1. 国税の組織

国税の定員については、平成 9 年度にピークを迎えて、その後は緩やかに減少しました。令和 2 年度の定員は 5 万 5,953 人と前年度よりも若干増加しています。

国税庁の組織は、庁・局・署の三層構造になっており、国税局はエリアごとに 12 あります。また、税務署は全国の納税者に対応するために、北は北海道から南は沖縄まで 524 署あります。我々、関東信越国税局(略して関信局)は、群馬県のほか、茨木、栃木、埼玉、新潟、長野の 6 県を管轄しており、定員と税務署数は全国の 10%を少し上回る程度です。そのため、規模的には「全国の 1 割局」と良く言われています。関信局には税務署が 63 署ありますが、各署の規模は様々ではありません。職員が 30 人以下の小規模が大体 4 分の 1 ありますが、桐生署の職員は 41 人で、中規模署に分類されます。

平成 29 年度の徴収決定済額については、関信局は 4 兆 8 千億円と全国の約 7%を占めています。因みに、東京国税局については、約 33 兆円と全国の約 5 割を占めており、首都圏の一極集中という状況がここに顕著に表れています。

2. 徴収決定済額の状況

平成 29 年度の徴収決定済額の状況を見ると、桐生署は 1 年間に 380 億円の税額を決定しており、全管に占める比率は 0.8%と署の規模に見合ったものになっています。税目別に構成比を見ると、桐生署は消費税が約 4 割と重要な財源になっていることがわかります。また、源泉所得税と申告所得税を合わせると 35%程度となっています。一方、法人税は地方法人税を合わせて 16%程度となっています。

3. 申告所得税の課税状況

平成 29 年分申告所得税の課税状況については、桐生署管内で申告された方は 1 年間で約 2 万 5 千人と、全管の 0.8% を占めており、これも署の規模に見合ったものになっています。人員の内訳については、還付申告の方が約 1 万 3 千人と半分を占めています。残りの半分は、納税のある方が 8 千人弱、税額に影響しない方が約 4 千人となっています。還付申告の内容については、給与所得者の医療費控除などが非常に多いのですが、その場合は特に e-Tax が便利です。e-Tax などの ICT を利用した申告は年々増加をしており、現在では、申告全体の 7 割に至っています。令和元年分の確定申告においては、引き続き、マイナンバーカードを利用することにより、e-Tax の ID とパスワードを入力することなく、e-Tax で申告ができる「マイナンバーカード方式」と、税務署が発行した ID・パスワードを使えば、マイナンバーカードや IC カードリーダライタがなくとも、e-Tax で申告ができる「ID・パスワード方式」が利用可能です。また、昨年までは一部の給与所得者向けに提供していましたが、国税庁 HP の「スマホ専用画面」の利用対象者を、今年は、給与の支払を 2 か所以上から受けている方や、年金収入、副業などの雑所得がある方などにも拡大するとともに、マイナンバーカード読取機能を搭載したスマートフォンでマイナンバーカードを使った e-Tax の利用が可能となっています。これにより、ご自宅からの申告が大変便利です。皆様は、社員の皆様の方や周囲の方で、今から確定申告をされるという方がおりましたら、是非、国税庁 HP から e-Tax のご利用をお伝えいただけますよう、よろしくお願い致します。

その他、国税庁 HP に土日、夜間等の日時にとらわれない新たな税務相談のチャンネルとして「チャットボット」を導入しています。「チャットボット」とは、「チャット」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、利用者の知りたい情報について、キーワードなどをテキスト入力していただくと、AI を活用したチャットボットが自動回答するシステムをいいます。今年の 1 月から 3 月までの「試験導入」では、確定申告に関する質問のうち、医療費控除など、納税者の方から多く寄せられてる質問に対応範囲を限定していますが、その後、相談事例の蓄積や、AI の学習を繰り返しながら、対応範囲を順次拡大していく予定です。

多くの方にチャットボットを使って様々な質問をしていただくことにより、事例の蓄積や AI の学習が進んでいきますので、是非、ご利用いただければと思います。

4. 普通法人の数と申告の状況

平成 29 年度の普通法人の数と申告の状況ですが、桐生署を見てみますと、約 3,500 社の申告法人のうち、利益を出している割合はどれ位かと言いますと、分母が申告数、分子が処理事績数と異なる計数なので大まかな数字ですが、27.0% と他の県や署よりも低くなっています。このように、この統計を見る限り、桐生署管内の法人を巡る経済状況は相対的に厳しい状況にあることがお分かりいただけるかと思えます。

ここで税務調査の話に触れますが、国税当局では、様々な角度から情報の分析を行い、不正に税金の負担を逃れようとする悪質な納税者に対しましては、厳正な

調査を行うこととしています。現在、調査において、特に力を入れて取り組んでいる事項としては、「消費税の適正課税の確保」、「無申告者に対する取組」、「国際的租税回避への対応」、それから「富裕層の適正課税の確保」等です。そこで、ここでは富裕層への対応についてお話をさせていただきます。国税当局では、有価証券・不動産などの大口所得者、また、経常的な所得が特に高額な個人など、「富裕層」に対しまして、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に、積極的に調査を実施しています。富裕層に対する平成 30 年事務年度の調査については、件数ベースで 5,313 件、総額で 203 億円の追徴課税を行っており、これまでで最高の数字となっています。

当局としましては、富裕層に関する情報収集機能を更に強化するために、全国の国税局に「重点管理富裕層プロジェクトチーム」を設置して、特に高額な資産を有する富裕層については、関係する個人・法人を含めて一体的に管理するほか、国外財産調査や租税条約に基づく情報交換資料を積極的に分析・活用して、調査の充実に取り組んでいます。

また、平成 30 年 9 月からは、非居住者の金融口座情報を税務当局間で交換するための国際基準である共通報告基準(CRS)に基づく情報交換も始まっており、諸外国の税務当局から受領した日本居住者の金融口座情報、既に 85 カ国の税務当局から約 189 万件の金融口座情報を入手していますが、こうした情報も併せて活用して、富裕層に対する適正課税の確保に向けて取り組んでいるところです。

5. 滞納の状況

平成 29 年度の滞納の状況ですが、平成 30 年 3 月末時点での滞納が 1 年前の平成 29 年 4 月 1 日時点での滞納と比較してどうなっているかという指標である「期首比」を見ますと、桐生署は件数ベースで 81.9%、税額ベースで 85.3% となっているほか、他の地域や署でも滞納が減少しています。これは、税務署の滞納処分の取組が功を奏していることの表れでもあります。滞納については、まずは発生しないようにすることが重要であると考えています。そのため、納期限の前後における納付指導などを通じて、滞納の未然防止に取り組んでいます。

新たに発生した滞納事案については、できるだけ早期に滞納者に接触を図ることが、速やかな納付に繋がり、処理を促進する上で有効です。そのために、各国税局に集中電話催告センターを設置して、電話や文書による納付催告を実施しています。滞納者の中には、様々な事情を抱えている方もいるため、滞納整理に当たっては、滞納者の個々の事情を十分に把握して、法令の要件に該当する場合には、分割納付を認めて納税を猶予するなど、適切に対応しています。一方、納付の意思がなかったり、納付の約束の不履行を繰り返すような悪質な滞納者に対しては、プロジェクトチームを編成して、組織的に搜索や差押えなどの滞納処分を実施するなど、厳正に対処しています。このような取組により、平成 30 年度末における全国の滞納残高は 8,118 億円と、平成 11 年度以降 20 年連続での減少となっています。

6.今後の消費税について

昨年10月の消費税率引上げとともに、所得の低い方々への配慮の観点から、軽減税率制度が導入されました。この軽減税率制度につきましては、税務署としましても、これまで制度の内容や経理に関する説明会及び指導に間断なく取り組んでまいりましたが、事業者の皆様への自主的な適正申告の定着に向けて、今後も引き続き、個別の相談や指導にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

少し事務的なお話をさせていただきますと、軽減税率制度の実施に伴いまして、消費税の課税事業者の方が仕入税額控除の適用を受けるためには、従来までのいわゆる「請求書等保存方式」から、区分整理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となる「区分記載請求書等保存方式」に変更されました。しかし、この区分記載請求書等保存方式は時限的なものでありまして、令和5年10月1日以降は、区分記載請求書等の保存に代えて、「適格請求書」いわゆる「インボイス」の保存が仕入税額控除の要件となります。

「適格請求書等保存方式」と言いますが、留意点としては、課税事業者の方が仕入税額控除を行うために必要な書類となるインボイスを発行できるのは、税務署長に申請をして登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」に限られるということです。

つまり、免税事業者の方はインボイスを発行できる仕組みにはなっていないために、課税事業者の方が免税事業者との取引を行った場合、その取引については原則として仕入税額控除を行うことができなくなる、ということに注意が必要となります。

ところで、日本の10%の消費税率は世界で見れば決して高くはないと言われております。例えば、デンマークやスウェーデンといった北欧が25%と最も高く、イギリス、フランスは20%と欧州全体は高くなっています。しかし、税金の種類は消費税だけではありません。日本全体で見れば、租税収入に占める消費税の割合は約3割ですが、その他、所得税や法人税もあります。

「税は社会のインフラである」と言われますが、経済社会の構造変化に応じて税制に求めるものも変わってきております。

日本の場合は、目下、人口減少・少子高齢化の進行が最も深刻な課題であることは論を俟たないかと思えます。この点において、昨年、総理大臣の諮問機関である政府税制調査会が、「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」という答申を昨年出しておりますので、そこでの考え方を紹介させていただきます。

近年は、景気の回復や、平成26年の消費税率の8%への引上げもあって、税収は増加して、平成30年度には、バブルで高い伸びとなった平成2年度を超えて、過去最高の水準となりました。

しかしながら、現在の税制は、高齢化の影響により拡大する歳出を賄うことができず、基本的な役割である財源調達機能を十分果たせていないと、現状を分析しています。

その上で、人口減少・少子高齢化に対応し、社会保障制度と財政を持続可能なものとするためには、勤労世代が減少していく中であっても、十分かつ安定的な

税収基盤を確保することが不可欠であって、その際には、経済のグローバル化の進展にも対応して、経済成長との両立を考慮する必要があるとしています。

消費税は、世代や就労の状況にかかわらず、消費の水準に応じて、国民が幅広く負担を分かち合うものです。

また、勤労意欲に対する影響や景気による税収の変動が相対的に小さいといった特徴を持っています。

こうした点を踏まえ、社会保障・税一体改革の中で、段階的の消費税率の引上げが行われたわけですが、政府税調は、今後も、人口減少・少子高齢化と経済のグローバル化が進む中、消費税の役割が一層重要になっていると指摘しています。

いずれにしても、経済社会の構造変化を踏まえつつ、受益と負担のあり方に関する議論を深めていくことが重要ですので、我々税務当局としましても、財政の状況や税の役割に関するわかりやすい広報を行っていく必要があると考えております。

以上、大変雑駁で駆け足で申し訳ありませんでしたが、結びに、桐生ロータリークラブの益々のご発展と、会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を祈念申し上げまして、本日の私の話を終わりにしたいと思います。清聴ありがとうございました。

本日の食事



ランコントレ

✿本日のお花✿



コロナ感染拡大に伴う今後の対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止の為、臨時理事会で検討しました結果、当クラブの今後の例会を下記の通り変更と致しました。

皆様もお体をご自愛くださり、この難局を乗り切って行きましょう。

- 3/9(月)休会
- 3/16(月)休会
- 3/23(月)休会
- 3/29(日)第2分区A IM 中止
- 3/30(月)休会
- 4/6(月)観桜会 中止
- 4/13(月)休会
- 4/20(月)休会
- 4/27(月)休会
- 5/4(月)祝日(みどりの日)の為、休会
- 5/11(月)休会
- 5/18(月)休会
- 5/25(月)休会
- 6/1(月)休会
- 6/8(月)時間短縮、例会場変更し、例会開催